

住宅第1345号
平成15年2月14日

各支庁経済部建設指導課長 様

建設部住宅課長

道営住宅の募集及び入居申込みに関する取扱いについて

このことについて、北海道営住宅条例、同施行規則及び平成10年2月27日付け住宅第1183号の運用通知により取り扱っておりますが、各支庁及び委託団体において取扱いが異なる状況が見受けられることから、次のとおり取扱うこととしたので通知します。

道営住宅の管理を委託している市町等にもこの旨を十分に周知し、適切な事務処理を行うようお願いします。

記

- 1 入居申込書の配付等（運用通知第2－3関係）
 - (1) 入居申込書等の郵送を希望する者については、配付用封筒（住所・氏名記入、切手貼付のもの）の送付を受け対応すること。
 - (2) 入居申込書等の配付部数は、1人1冊を基本としているが、知人から依頼を受けた場合など事情のある者については、希望する部数を配布すること。
- 2 入居申込みの受付（運用通知第3－1関係）
 - (1) 入居申込みの受付けにあたっては、規則第6条第2項のただし書きの規定により、持参することが困難な事情があるときは、郵送その他の方法により行うことができること、また、ただし書きの規定に該当しない場合であっても受理することとされていることから、この規定の適切な運用について留意すること。なお、抽選カード等の送達については、返送用封筒（住所・氏名記入、切手貼付のもの）の送付を受けるなど、適切な方法により行うこと。
- 3 実施時期
本通知受理後に行う募集から適宜対応すること。

（住宅管理係）